

(一社) 東京都トラック協会 足立支部 入会手続き

1. 入会申込書 2通
2. 商業登記簿謄本 2通 (1通は写し可)
3. 許可書 2通 (写し)

※ 上記書類を提出し、支部理事会にて承認後

4. 本部入会金 35,000円
5. 支部入会金 15,000円
6. 本部会費 (1) 車輛割会費 登録台数による (別紙参照)
大型車 (2t ログ以上) 1台につき小型車2両に
換算する
(2) 店頭割会費 2,600円/月
7. 支部会費 4,000円/月
8. 地区部会費 500円/月 + 年会費は各所属地区部会による
9. 政策研究会費 50円/台
10. 陸災防会費 10円/台

※ 以上を納入し、入会完了とする

平成29年度 会費の額及び納入方法

1. 会費の額

会費には東ト協機関紙「東京都トラック時報」購読料及び全ト協会費を含む。

(1) 店頭割会費 1店社月額2,600円とする。

(2) 車両割会費

東京運輸支局に登録した事業用自動車の数に基づき、次によりそれぞれの区分により計算した金額とする。

小型車に換算した場合の車両規模	小型車1両当たりの 月額会費
6両まで	車両割会費は徴収しない
7両から 20両までについて	150円
21両から 50両までについて	140円
51両から 100両までについて	130円
101両から 200両までについて	90円
201両から 600両までについて	80円
601両以上について	70円

大型車1両につき小型車2両に換算する。

(3) 入会金 協会に新規加入の際徴収する。

1 業 者 50,000円

(注) 大型車とは道路運送車両法施行規則第2条に定める種別中の普通自動車及び大型特殊自動車をいう。

小型車とは同法施行規則第2条に定める種別中の小型自動車及び軽自動車をいう。

2. 納入方法

上記会費は原則として1ヶ月分を毎月10日までに所属支部に納入するものとする。

3. 本部会費還元金

納入された会費の30%と1支部月当たり28,000円(多摩56,000円)を、支部に対し、本部会費還元金として支払う。